

平成 18 年（行ウ）第 467 号、平成 19 年（行ウ）第 224 号、平成 20 年（行ウ）第 108 号

下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原 田 学 ほか

被 告 東 京 都、国

参 加 人 世 田 谷 区

準 備 書 面 53

平成 26 年 9 月 25 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉藤 驍 ほか

補助 54 号線都市計画決定の違法性 — 主務大臣ではない戦災復興院総裁による決定及び内閣の認可が欠如していること

1 補助 54 号線都市計画の経緯

東京都は、平成 15 年 1 月 31 日付の都市計画変更以前の補助 54 号線都市計画の推移を以下のように主張する（東京都準備書面（3）・3 頁）。

(1) 昭和 21 年の都市計画決定

戦災復興院総裁は、旧都市計画法 3 条に基づき、都市計画決定し、これを昭和 21 年 4 月 25 日付戦災復興院告示第 15 号により告示した。

(2) 昭和 22 年の変更

戦災復興院総裁は、旧都市計画法 3 条に基づき、補助 54 号線の終点を変更し、これを昭和 22 年 11 月 26 日付戦災復興院告示第 128 号により告示した。

(3) 昭和 25 年の変更

建設大臣は、旧都市計画法 3 条に基づき、補助 54 号線の幅員を変更し、こ

れを昭和 25 年 3 月 2 日付建設省告示第 112 号により告示した。

(4) 昭和 36 年の変更

建設大臣は、旧都市計画法 3 条に基づき、補助 54 号線の起点等を変更し、これを昭和 36 年 12 月 25 日付建設省告示第 2886 号により告示した。

(5) 昭和 39 年の変更

建設大臣は、旧都市計画法 3 条に基づき、補助 54 号線の起点等を変更し、これを昭和 39 年 2 月 7 日付建設省告示第 148 号により告示した。

(6) 昭和 41 年の変更

建設大臣は、旧都市計画法 3 条に基づき、補助 54 号線の終点等を変更し、これを昭和 41 年 7 月 30 日付建設省告示第 2428 号により告示した。

2 旧都市計画法 3 条の規定

上記都市計画決定及び変更決定は、いずれも旧都市計画法 3 条に基づいて行われたものである。

そして、既に主張しているように、旧都市計画法 3 条は、「都市計画、都市計画事業及毎年度執行スヘキ都市計画事業ハ都市計画審議会ノ議ヲ経テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ」としていた。

3 補助 54 号線を決定、変更した戦災復興院総裁はそもそも大臣ではないこと

(1) 東京都によれば、昭和 21 年の都市計画決定及び昭和 22 年の都市計画変更決定は、戦災復興院総裁が行ったということである。

(2) しかしながら、補助 54 号線の昭和 21 年決定及び昭和 22 年変更決定を行った戦災復興院総裁は、そもそも大臣ではなく、旧都市計画法 3 条が規定する「主務大臣」ではなかった。

(3) 戦災復興院について定めた「戦災復興院官制」（昭和 20 年 11 月 5 日公布・施行）は、戦災復興院を次のように規定する。（甲 204）

「戦災復興院ハ内閣総理大臣ノ管理ニ属シ左ニ掲グル事務ヲ掌ル」（戦災復興院官制第 1 条）

すなわち、戦災復興院は、内閣総理大臣の管理下で「事務を掌る」役割を担っていただけであった。

- (4) また、戦災復興院官制は、施行時には、「総裁ハ国務大臣ヲ以テ之ニ充ツ」としていたが（2条2項）、昭和21年3月30日の改正により、総裁に国務大臣を充てるという条項は削除され、総裁は親任官となった。（甲204）

実際、同改正と同時に総裁となった阿部美樹志は、民間人の建築家であり、大臣ではなく、親任官であった。その後、昭和22年5月3日の新憲法施行により、阿部美樹志は親任官から認証官になったが、やはり大臣ではなかった。

補助54号線の昭和21年の都市計画決定及び昭和22年の変更決定は、当時、戦災復興院総裁であった阿部美樹志により行われたものであるが、戦災復興院総裁は、大臣ではなく、都市計画を決定する権限を持っていなかったのである。

- (5) したがって、主務大臣ではない戦災復興院総裁が決定した補助54号線の昭和21年の都市計画決定及び昭和22年の変更決定は、旧都市計画法に反し、明白に違法である。

4 内閣の認可がないこと

- (1) また、上記昭和21年の都市計画決定から昭和41年の都市計画変更決定に至る決定には、いずれも旧都市計画法3条が規定している「内閣の認可」がない。
- (2) この点について、原告らは、東京都、国土交通省、国立公文書館に保管されている関係書類を確認したが、「内閣の認可」を示す資料は存在しない。
- (3) したがって、昭和39年の鉄道9号線都市計画決定と同様、補助54号線の旧都市計画法下における上記各（変更）決定は、旧都市計画法に反し、明白に違法である。

5 違法な決定に積み重ねられた決定は違法であること

- (1) そして、昭和 41 年の都市計画変更決定後、平成 15 年 1 月 31 日、補助 54 号線は変更決定がなされている。
- (2) しかし、違法な決定の上に積み重ねられた変更決定は違法である。
- (3) したがって、平成 15 年 1 月 31 日付けの補助 54 号線の都市計画変更決定は違法である。

以上